

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する令和8年度高知県臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により公示する。

令和8年9月10日

高知県知事 濱田 省司

検査の場所		検査の期日
高岡郡 佐川町	高知県畜産試験場	令和8年10月15日 午後1時30分から午後2時まで

- 備考
- 1 検査を受けなければならない種畜は、疾病その他やむを得ない事由によって令和8年度定期種畜検査を受けることができなかった家畜の雄であって、県内において種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供するものとする。
 - 2 検査の当日に提出しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 受検家畜の血統、能力及び経歴を証明する書類
 - (2) 種付台帳又は家畜人工授精簿
 - (3) 前年度に定期種畜検査を受検しているときは、その種畜証明書